

平成 28 年 3 月 18 日（金）

第 11 回（平成 27 年度）紛争解決手続代理業務試験の合格者について

1 第 11 回紛争解決手続代理業務試験の合格者について、別添の合格基準に基づき決定し、本日の官報に公告した。

2 紛争解決手続代理業務試験は、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 13 条の 3 第 1 項の規定に基づいて実施されるものである。

第 11 回紛争解決手続代理業務試験は、平成 27 年 11 月 21 日（土）に全国 12 都道府県で実施され、その結果は次のとおりである。

(1) 受験者数 1, 175 人

(2) 合格者数 656 人

(3) 合格率 55.8%

3 合格者の年齢別・男女別構成は次のとおりである。

(1) 年齢別構成

20 歳代（1.8%）、30 歳代（26.8%）、40 歳代（33.1%）、
50 歳代（23.5%）、60 歳代以上（14.8%）

(2) 男女別構成

男性（66.3%）、女性（33.7%）

(別添)

第11回(平成27年度)紛争解決手続代理業務試験の合格基準について

1 合格基準

100点満点中、55点以上、かつ、第2問は10点以上とする。

2 配点

(1) 第1問は、70点満点とする。

(2) 第2問は、30点満点とする。

※ 試験問題及び出題の趣旨は、全国社会保険労務士会連合会ホームページ
(<http://www.shakaihokenroumushi.jp/>)に掲載しているので参考にしてください。

(参考)

紛争解決手続代理業務試験は、平成 17 年の社会保険労務士法改正に伴い新設され、平成 18 年度から実施されており、紛争解決手続代理業務に必要な学識及び実務能力に関する研修の修了者に対し実施する。

以下 (1) ~ (6) の紛争解決手続代理業務は、社会保険労務士のうち、紛争解決手続代理業務試験に合格し、社会保険労務士名簿にその旨の付記を受けた社会保険労務士（特定社会保険労務士）が行うことができる。

- (1) 都道府県労働局における個別労働関係紛争のあっせんの手続等の代理
- (2) 都道府県労働委員会における個別労働関係紛争のあっせんの手続等の代理
- (3) 都道府県労働局における男女雇用機会均等法の調停の手続等の代理
- (4) 都道府県労働局におけるパート労働法の調停の手続等の代理
- (5) 都道府県労働局における育児・介護休業法の調停の手続等の代理
- (6) 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続における当事者の代理

※ 紛争解決手続代理業務には、依頼者の紛争の相手方と当該紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うことや当該紛争解決手続により成立した和解契約の締結の代理を含む。